

山口市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
山口市教育委員会

## 目次

### 1 計画の趣旨・現状

#### (1) 計画の趣旨

#### (2) 本市の現状

### 2 目標

#### (1) 時間外在校等時間に関する目標

#### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

### 3 計画の期間

### 4 実施する業務量管理・健康確保と措置の内容

#### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### (2) 学校における措置の推進

#### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

### 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

## Ⅰ 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

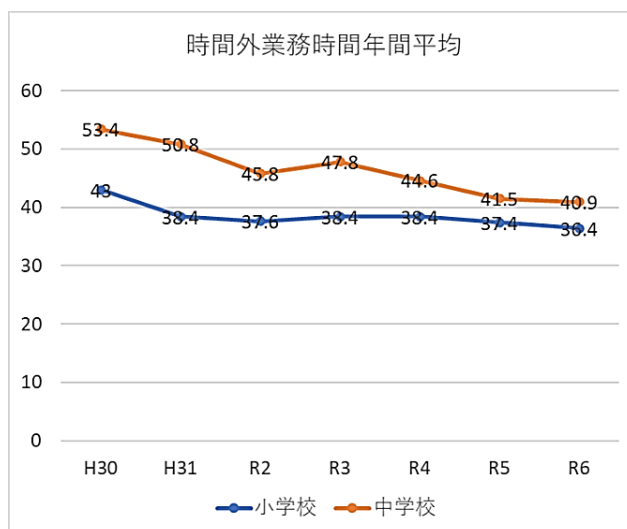
本計画は、業務の適正化や勤務環境の改善をとおして、教育職員が安心して力を発揮できる学校づくりを推進し、その成果を子どもたちへのより良い教育の実現へと確実につなげていくことを目的とし、国や山口県の働き方改革の方針を踏まえつつ、本市の実情に応じた業務量管理と健康確保に関する取組を体系的に整理し、計画的に推進するために策定するものである。

### (2) 本市の現状

本市では、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針について、山口県が策定した「学校における働き方改革加速化プラン」に基づき、教育職員の在校等時間の客観的な把握と、時間外在校等時間の縮減に向けた取組を継続的に進めてきた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、右のとおりであった。

I C Tの活用による勤務時間の管理、業務の見直しや校務の効率化、勤務体制等の改善などを通じて、一定の改善は見られる。



その一方で、時間をかけて仕事をする習慣を変えられないことや、業務内容や学校行事の精選が進まず業務量を減らすことができないことなどが要因となり、時間外在校等時間の縮減が十分に進んでいない現状がある。実際、令和6年度においては時間外在校等時間が月45時間を上回る割合は、小学校では34.4%、中学校では41.0%と、依然として高く、働き方改革の取組を一層推進していくことが求められている。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%に近づける。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%（令和7年度は8.6%）まで減少させる。
- ・山口県の働き方改革の方向性を踏まえ、教育職員一人ひとりが心身ともに健康で、家庭生活や自己研鑽の時間を大切にしながら、安心して勤務できる職場環境の実現を目指す。

- ・教育職員が児童・生徒や保護者との信頼関係の構築を大切にしつつ、自らの専門性を十分に発揮し、生き生きと教育活動に取り組むことにより、働きがいを実感できる学校づくりを推進する。
- ・教育職員のウェルビーイングの向上を重要な視点として位置付け、働きがいと生活の調和がとれた持続可能な職場環境の定着を図る。

### 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

### 4 実施する業務量管理・健康確保と措置の内容

(1) 「業務の3分類」(別紙1参照)を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

※「学校の業務だが、必ずしも教育職員が担う必要のない業務」

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(3分類<sup>1)</sup>)

地域住民、見守りボランティア、関係団体等との連携により、学校外の体制での対応を推進する。

○地域学校協働活動に関する関係者間の連絡調整(3分類<sup>4)</sup>)

地域学校協働本部、地域コーディネーター、学校運営協議会委員等が中心となって担い、教育職員が個別に調整業務を行う体制からの転換を図る。

#### イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

※「学校の業務であり、教師以外の職員や外部人材の参画により分担できる業務」

##### ○調査・統計等への回答業務（3分類<sup>6</sup>）

調査・照会の依頼そのものを精選・削減するとともに、Webフォームや集計システム等のICT活用による入力・集計の自動化・簡素化を推進し、学校全体の業務負担の軽減を図る。

##### ○ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（3分類<sup>8</sup>）

現在、情報教育支援員による日常的なサポートにより、教育職員の技術的負担の軽減や業務改善が着実に進んでいることを踏まえ、今後も支援体制の更なる充実を図り、機器トラブル対応や環境整備を一層円滑に進めることで、教育職員が本来の教育活動に専念できる環境づくりを推進する。

#### ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

※「教師が担う必要のある業務であるが、効率化や支援により負担軽減を図るべき業務」

##### ○授業準備、学習評価、成績処理（3分類<sup>16</sup>）

ICTの活用や統合型校務支援システムの活用に加え、生成AI等の先進技術も効果的に取り入れることにより、教材作成や評価文作成等の効率化を進め、業務の質の向上と負担軽減の両立を推進する。

○支援が必要な児童・生徒への対応（3分類<sup>19)</sup>）

これまで進めてきたスクールカウンセラーとの連携や特別支援専門員による専門的支援を基盤として、スクールソーシャルワーカーも含めたチーム支援体制をより一層充実させ、教育職員が一人で抱え込むことのない組織的な対応を推進し、教育職員の過重負担の解消を図る。

(2) 学校における措置の推進

ア 教育課程の見直し

各学校においては、限られた教育資源を有効に活用し、教育職員の業務負担の軽減と教育の質の確保を両立させるため、教育課程全体の在り方について点検・見直しを進める。

年間指導計画や時間割、校内分掌との関連を整理し、重複や過度な負担を生じさせている取組については改善を図るとともに、指導内容の重点化や指導方法の工夫により、効率的かつ効果的な教育活動の実現を目指す。

イ 行事の精選

学校行事については、その教育的意義を踏まえつつ、準備や運営に過度な負担を生じさせているものについて精査を行い、行事の統合、簡素化、実施方法の見直し等を進める。また、地域や保護者との役割分担を明確にし、地域人材の協力を得ながら運営するなど、教育職員の業務負担の軽減と行事の質の維持・向上の両立を図る。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

#### ア 長時間勤務者に対する面談と業務改善の取組

3箇月連続して時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員については、管理職との面談を必ず実施し、勤務実態や業務内容を丁寧に把握した上で、業務の進め方や役割分担の見直し等について協議を行う。

その際、市教育委員会の指導主事も同席し、働き方改革チェックシートを活用して、教育職員本人と管理職が共通理解を図りながら、できることから段階的に業務改善を進めるよう伴走支援を行う。

また、1箇月時間外在校等時間が100時間を超えた教育職員については、医師による面接指導が実施されていることを学校に確認する。

#### イ ストレスチェックの徹底と職場環境改善への活用

ストレスチェックの実施率を100%とし、全教育職員が確実に受検できる体制を整える。あわせて、実施後の集団分析の結果等を活用し、職場におけるストレス要因の把握と共有を行い、管理職による職場環境の改善や組織的な支援体制の充実につなげ、教育職員が安心して働くことのできる職場づくりを推進する。

#### ウ 相談体制の充実によるメンタルヘルス支援

本市では、教育相談員による相談窓口を常設するとともに、夏季休業中には教育職員を対象とした「相談ウィーク」を設け、日頃の悩みや不安、業務上の困り感等について、気軽に相談できる体制づくりを継続的に進めている。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

### ア 在校等時間の把握・公表及び組織的な共有

各学校の教育職員の在校等時間の状況について、教育委員会が月ごとに把握・確認するとともに、定例の校長会や総合教育会議において報告する。また、各学校はホームページで働き方改革の取組状況を公表する。

### イ 目標の達成状況の把握方法

時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、出退勤管理システムにより把握する。また、ワーク・ライフ・バランスや教育職員の健康状態等に関する目標については、ストレスチェックの結果等を活用して把握する。

### ウ 人材等の確保と連携

大規模校を中心に教員業務支援員を配置するとともに、各学校においては、地域ボランティア等の確保・充実について、各学校が学校運営協議会と連携しながら推進できるように支援する。

### エ 課題校への重点的な支援・指導

教育委員会において各学校の状況を定期的に確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合には、当該学校に対して聞き取り・指導・助言を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている学校については、当該年度中の改善を目指し、重点的な支援を行う。

#### オ 本計画の周知及び管理職への支援

本計画の内容について、様々な機会を捉えて各学校へ周知を図るとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修の充実を図り、教育委員会による支援を強化する。各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会での協議等も踏まえ、本計画に基づく働き方改革の取組を推進する。

#### カ 保護者・地域への周知

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

## 学校と教師の業務の3分類

別添4

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組むこと、取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。



### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠・施設 | 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関の日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進